

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成25年度第3四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	手術室炭酸ガス配管工事	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成25年10月16日	伊賀産業㈱ 姫路市下手野1-8-10	9,870,000円	緊急の必要があり、かつ契約業者は当院の医療ガス設備施工業者であり、当院の施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	手術室改造工事	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成25年10月16日	宮野医療器㈱ 姫路市三左門堀西の町 7番地	7,350,000円	緊急の必要があり、かつ契約業者は当院の建築施工業者であり、当院の手術室配管等について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	医療ガス設備のオーバーホール	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成25年11月8日	伊賀産業㈱ 姫路市下手野1-8-10	2,246,601円	契約業者は当院の医療ガス設備施工業者であり、当院の施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	医療ガス設備の定期点検	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成25年11月8日	伊賀産業㈱ 姫路市下手野1-8-10	2,100,000円	契約業者は当院の医療ガス設備施工業者であり、他の業者では装置の点検ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	